

## 会計・監査への影響は？

# 1からわかる 暗号資産・ブロックチェーン

### 第③回

## メタバースに関する法規制・企業会計②

田中計士 EY 新日本有限責任監査法人 Blockchain center

第①回 暗号資産関連の会計・監査制度総論

第③回 メタバースに関する法規制・企業会計②

第②回 メタバースに関する法規制・企業会計①

第④回 ブロックチェーンを利用したビジネスに関する保証業務

### 《はじめに》

第2回・第3回は、以下の構成により2回にわたってメタバースに関する法規制・企業会計について解説する。第3回の今回は、従来型のスマートフォンゲームおよびブロックチェーンゲームの収益認識に関して論じるとともに、FT（ICO トークン）やNFTに係る最新の企業会計上の議論の状況について解説する。

#### 〈第2回・第3回の構成〉

- I ブロックチェーンゲーム
  - 1 “Play to earn”
  - 2 典型的なブロックチェーンゲームの仕組み
- II わが国の法制度への当てはめ
  - 1 FTの法的性質
  - 2 NFTの法的性質
- III 従来型のスマートフォンゲームとブロックチェーンゲームとの比較
- IV 企業会計上の取扱い
  - 1 従来型のスマートフォンゲームの収益認識
  - 2 ブロックチェーンゲームの収益認識
    - (1) FT（ICO トークン）／(2) NFT

### IV 企業会計上の取扱い

以下では、ブロックチェーンゲームの企業会計上の取扱いについて、従来型のスマートフォンゲームの企業会計上の取扱いとの対比により論じる。ここでは、ゲーム運営主の収益認識に論点を絞り、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用されている収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）および同適用指針（企業会計基準適用指針第30号）（以下「新収益認識基準」という。）に基づき議論するものとする。

#### 1 従来型のスマートフォンゲームの収益認識

まず、従来型のスマートフォンゲームの収益認識であるが、これまでのわが国の会計基準に基づいた収益認識実務としては、ユーザーの課金時（ゲーム内通貨購入時）またはユーザーのゲーム内通貨利用時に、一時に収益認識する方法も含め、様々な実務があった理解である。一方で、新収益認識基準適用後の実務においては、ゲーム内通貨が前払式支払手段として個々のゲーム内で利用する以外の利用方法がないことや、前述の従来型のスマートフォンゲームの利用規



〔図表4〕 従来型のスマートフォンゲームの収益認識に係る会計処理

課金時 <sup>・1</sup>	(借) 現金預金	(貸) 契約負債 (課金)
ゲーム内通貨利用時	(借) 契約負債 (課金)	(貸) 契約負債 (アイテム)
収益認識 <sup>・2</sup>	(借) 契約負債 (アイテム)	(貸) 売上高

\*1 実際はユーザーによる課金と企業への入金にタイムラグがあるが、ここでは度外視する。

\*2 収益はユーザーの見積りアイテム利用期間等にわたって認識される。

約の内容等を踏まえ、ユーザーがコンテンツ (アイテム、キャラクター等) を利用できる環境を維持することを顧客に対する履行義務とみなし、ユーザーの購入したアイテム利用期間等にわたって収益認識をする方針としている実務が多い。会計処理としては、図表4のとおりとなる。

## 2 ブロックチェーンゲームの収益認識

次にブロックチェーンゲームの収益認識であるが、運営主側が発行したFT (Fungible Token) のユーザー目線での利用目的としては、ゲーム内通貨としてゲーム内アイテムを購入する以外にも、ガバナンストークンとしてゲームの運営方針決定に関する投票券としての利用手段や、ゲーム外のユーザー個人のソフトウェアウォレットを経由して外部の暗号資産交換業者で売買する等、様々な利用手段が考えられる。また、運営主側が発行したNFT (Non-Fungible Token) についても同様に、ユーザーがゲーム外のユーザー個人のソフトウェアウォレットを経由してOpenSea等の外部のNFTマーケットプレイスで売買することも可能である。また、運営主側の収益獲得手段も同様に、FTおよびNFTの当初発行時の法定通貨等でのユーザーからの課金収入のほか、自己発行FTを自己が保有していた場合の時価変動による収益、当初発行時にNFTを購入したユーザーが他のユーザーに転売した場合の、当該転売価格の一部を手数料として受領することによる収益、など複数の手段が考えられる。

このため、従来型のスマートフォンゲームの議論において運営主側の履行義務を「ユーザー

がコンテンツ (アイテム、キャラクター等) を利用できる環境を維持すること」だけに絞って議論できたことと比較すると、ブロックチェーンゲームの運営主側の履行義務および収益獲得手段はFT、NFTともに多岐にわたり、それぞれの法的性質および利用規約等に基づいて履行義務および収益認識に係る会計処理を検討していく必要があるものと考えられる。

以下では、ブロックチェーンゲームにおけるFTが資金決済法上の暗号資産に該当し、NFTがわが国のいずれの法規制対象にも該当しないという前提で、企業会計上の扱いについて検討を進める。

なお、資金決済法における定義を満たす暗号資産については、私法上の取扱いが明確ではないものがあり、また、別途後述のとおり企業会計基準委員会 (ASBJ) において関連する会計処理の検討を行っていることから、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の2020年改正において、当該会計基準の範囲から除外されている。

### (1) FT (ICO トークン)

資金決済法上の暗号資産については、わが国の会計制度上は実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告」という。)に実務上の取扱いが記載されており、主に暗号資産交換業者または暗号資産利用者が保有する暗号資産の会計処理、および暗号資産交換業者が預託者から預かった暗号資産に係る資産および負債の認識についての定めがある。しかし、実務対応報告は2016年改正の資金決済法において、

2017年4月1日の属する事業年度の翌事業年度から暗号資産交換業者に対して監査法人等による財務諸表監査が義務づけられたことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めたものにすぎず、実務対応報告3項では、自己（自己の関係会社を含む）の発行した資金決済法に規定する暗号資産については実務対応報告の対象から除く旨が明記されている。これは、実務対応報告公表時点においては企業が暗号資産を発行した場合の会計処理について、取引の実態とそこから生じる論点が網羅的に把握されていない状況であったことが背景とされている（実務対応報告26項）。

一方で、2021年には、FT発行体企業等がトークン発行による資金調達を行うICO（Initial Coin Offering）とは異なり暗号資産交換業者が主体となってプロジェクト審査およびトークン販売を行う仕組みであるIEO（Initial Exchange Offering）のわが国における1号案件が暗号資産交換業者であるコインチェック㈱と暗号資産発行体の㈱Hashpaletteにより実現するなど、わが国におけるFT発行の実務が徐々に整理されつつある状況となっている。

このような状況のなか、ASBJは2022年3月15日付で「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表し、関係者からの意見の募集を行ったうえで今後のFT発行体に関する会計基準の整備に向けた検討を行っていくこととしている。なお、本稿ではこれまでゲーム内通貨として利用される代替可能なトークンについて、資金決済法上の暗号資産に該当するか否かにかかわらず「FT」という呼称を用いて表現してきたが、ASBJの論点整理において資金決済法上の暗号資産を「ICOトークン」という呼称を用いて表現していることから、以下では「FT」を「ICOトークン」に替えて用いることとする。

金融庁が2018年12月に公表した「仮想通貨交

【図表5】購入者の視点に立った場合のトークンの分類

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているとされるもの（投資型）</li> <li>(2) 発行者が将来的に物・サービス等を提供するなど、上記以外の債務を負っているとされるもの（その他権利型）</li> <li>(3) 発行者が何ら債務を負っていないとされるもの（無権利型）</li> </ul> |
|--|

換業等に関する研究会」報告書5.(1)アでは、ICOを通じて発行されるトークンについて、トークン購入者の視点に立った場合の分類として図表5に記載の3つに分類している。論点整理では、当該分類に基づき「その他権利型」および「無権利型」のうち資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンを対象として、その発行および保有に関する論点について取り扱っている。

論点整理において取り扱われている論点は4項目あり、うち3項目がICOトークンに関する論点である。まず、論点整理9～27項の「【論点1】基準開発の必要性及び緊急性、並びにその困難さ」においては、基準開発の参考としうるわが国における取引事例が少数しか見受けられない点、わが国における暗号資産の私法上の取扱いが明確ではない点、国際的な会計基準においても会計処理が定まっておらず検討に時間を要する複雑な会計上の論点を有している点などの予備的な分析の内容を踏まえたうえで、いずれの時期に基準開発に着手すべきかについて、関係者に意見を求めるとしている。

次に、論点整理28～36項の「【論点2】ICOトークンの発行者における発行時の会計処理」においては、発行者が何ら義務を負担していない場合および発行者が何らかの義務を負担している場合にケースを分けたうえで、会計処理について検討することとしている。

ICOトークンの発行者が何ら義務を負担していない場合においては、トークンに権利が一切付与されておらず一部の投資家は他者への売



却による値上がり益を期待して投資を行うだけであることから、このようなケースでは発行者が認識すべき負債は存在せず、対価の受領時にその全額を利益に計上することが考えられるとしている。また、ICOトークンの発行者が何らかの義務を負担している場合においては、ICOトークンの発行取引の実態について整理したうえで、受領する対価を資産として認識するとともに、負担する義務を負債として計上することが考えられるとしている。

特にICOトークンの発行者が何らかの義務を負担している場合については、発行者が財またはサービスを提供する義務を負担するとしても、その財またはサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在に着目し、その要因として、他者への売却による値上がり益を期待する投資家の存在、インターネットを介して国境の制約なく世界中から投機的投資家が参加できる仕組み、ICO取引の取組の歴史が浅くICOトークンが有する権利およびその財産的価値に関する一般的理解が定まっていないこと等を挙げ、これらがICO取引の会計処理を検討するうえで考慮すべき取引の実態を示す特徴の1つであるとしている。

このため、伝統的な会計基準が前提としている独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立しているものとした考え方にに基づき、発行者が負担する義務を対価として受領した現金の額をもって想定する考え方に加え、上記のICOトークンの発行取引の特徴を踏まえ等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わず、契約によって生じた権利および義務を時価で評価したうえでそれぞれの評価額に差がある場合は、当該差額を発行時に利益または損失として認識する考え方についても併記し、取引実態に照らして後者の考え方を取りうるかについて関係者に意見を求めるとしている。

さらには、論点整理38～39項の「【論点3】資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有に関するその他の論点」に

においては、ICOトークンの発行時に自己に割り当てたケースと、自己が発行したICOトークンを発行後に第三者から取得するケースについて言及している。前者については第三者が介在していない内部取引に該当するとして会計処理の対象としないことが考えられるとし、後者についてはICOトークンに係る発行者の義務が自己に対する義務に実質的に変化するという状況を重視し、関連する負債の消滅の認識を行ったうえで、当該負債の計上額と取得したICOトークンの取得原価が異なる場合には、差額を損益として処理する方法を適用することが考えられるとしている。

なお、論点整理においては言及されていないが、SAFT (Simple Agreement for Future Tokens) と呼ばれる契約を締結したうえで、将来的にディスカウント価格でトークンを発行することを前提とした法定通貨による資金調達を行うケースや、トークンを無償で関係者に付与したうえで各種事業を徐々に拡大し、事後的に当該トークンを暗号資産交換所等に上場させるようなケースや、当初はガバナンストークンとしての機能しか付されていないトークンが事後的に決済機能等の資金決済法上の暗号資産要件に該当する機能を持つようなケースなど、様々なケースが実務上は存在しており、今後も世界中で様々な性質の資金決済法上の暗号資産に関連した取引が発生するものと考えられる。このため、今後の会計基準の整備に向けては、これらの様々な取引実務にどのように対応していくのかについても検討が必要と考える。

## (2) NFT

次にNFTであるが、前述のとおり有価証券、前払式支払手段、為替取引、暗号資産等の既存の法規制の対象にならず、論点整理においてもその対象範囲には含まれていない。わが国においては複数の上場企業等が2021年に発行体としての事業展開を進めており、各社ともわが国の

〔図表6〕 NFT に関して想定される財務会計上の論点

取引・事象	会計上の論点	想定される論点（例）
当初発行時 (発行体→ユーザー)	■収益認識は一時点か期間にわたるか(購入者に対する発行体の履行義務の識別)	■利用規約から発行体の履行義務をどう識別するか。 ■ NFT サービスのプラットフォーム自体や NFT の画像データの維持管理に関して、発行体の履行義務をどのように整理するか。
転売時 (ユーザー→ユーザー)	■発行体を得る売買手数料の会計処理	■発行体の運営するプラットフォーム上でのユーザー間売買に対する手数料収入。 ■外部の NFT マーケットプレイスでの売買に基づくロイヤリティ収入。 ■ NFT 発行体と、外部の NFT マーケットプレイスとの間での契約関係。
ガス代	■ガス代の会計処理	■ユーザーへのガス代請求時の本人・代理人の検討。

既存の会計基準や会計慣行に当てはめたいうでの検討を行っている状況であると考えられる。

一般的な NFT は FT に比べるとその機能や整理すべき権利義務関係が限定的であるものの、NFT についてもブロックチェーン技術を利用したトークン独自の論点も複数存在することは確かであり、各発行体においては十分な利用規約の記載内容も踏まえたうえで、企業会計への慎重な当てはめが必要となる。たとえば、NFT 保有者が NFT 上の芸術作品やキャラクターを自らのパソコンやスマートフォンで閲覧する際、多くの NFT では表示される画像データは発行体の管理運営するサーバー内に保管されており、NFT 保有者は NFT に記録されたリンクを経由して当該画像データにアクセスしたうえで画像を閲覧することとなる。また、NFT 保有者が NFT の画像を閲覧するには NFT 発行体の提供するプラットフォームの利用が必須なケースなどもある。このようなケースにおいて、NFT の当初販売時に発行体としての顧客に対する履行義務がすべて履行されたといえるのか、その後もユーザーに対して画像参照が可能となる環境やプラットフォームの維持が履行義務として残っているのではないかという論点が想定される。

また、当初発行以降に発行体の運営するプラットフォーム上でユーザー間売買が行われた場

合は、プラットフォームの利用規約等に基づき当該売買の手数料を運営主体である発行体が獲得することとなるため、当該収益自体は一般的な CtoC マーケットプレイス事業主における財務会計上の論点と同様と考えられる。一方で、たとえばユーザーが自己の保有する NFT を発行体のプラットフォームから外部に持ち出し、OpenSea 等の外部の NFT マーケットプレイスで売買を行った場合かつ、そこでのユーザー間売買の取引ごとに NFT 内のスマートコントラクトに基づき発行体が一定のロイヤリティを受領することも可能となっているような場合、発行体は自社と何らの契約関係のないユーザー同士の売買に基づく収益を獲得することになり、これを新収益認識基準にどのように当てはめるかという点も論点となる。その他、NFT 発行体として外部の NFT マーケットプレイスとの直接契約のうえで NFT を提供するようなケースもあり、その際の契約関係や履行義務に関する検討も論点となる。

その他、NFT 売買時に発生するガス代、すなわちトークンのブロックチェーン内での移動時に発生するコストについて、ユーザーに別途請求している場合の収益認識の総額純額表示の論点なども考えられる。

図表6は、一般的に想定される財務会計上の論点である。



## 《おわりに》

本稿では、「メタバースに関する法規制・企業会計」という表題で、2回にわたってブロックチェーン技術により生成される様々なトークンに焦点を当てた検討を行った。本稿に記載のとおり、わが国においても NFT については上場企業等による様々な事業展開が進んでおり、財務会計上の論点も各社において実態に応じて検討が進められているとの理解である。一方で、ICO トークンの発行については、ASBJ が2022年3月15日に論点整理を公表したものの、なお会計基準の整備への道のりには様々な難しい

論点が存在している。

日本の各企業からも ICO トークン発行に向けたニーズがここ数年高まり続けている一方で、論点整理25項の「会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性がある」との記載のとおり、会計基準の未整備がわが国における ICO トークン発行実務が増えない理由の1つであるとも考えられる。基準開発に向けた道のりは困難であるものの、わが国のさらなる発展のためのイノベーションを阻害することは避けるべきであり、今後の基準開発に向けた検討が加速していくことを期待する。

◇『企業会計』2022年9月号のご案内

〈特集〉

# 四半期報告書廃止の 論点整理

- ディスクロージャーワーキング・グループでの議論
- 四半期報告の政策導入目的・政策評価
- 四半期レビュー廃止と中間監査:研究者の視点から・企業の立場から
- 臨時報告書の拡充
- 四半期報告に関する先行研究レビュー

(タイトル・テーマは予告なく変更する可能性があります。)